

平成 21 年度 環境省税制改正要望の結果について

平成 20 年 12 月

1 地球温暖化対策（低炭素化促進）のための税制のグリーン化

（1）環境税を含めた税制全般の横断的見直し（環境税、道路特定財源等）

○環境税

平成 21 年度税制改正大綱（以下「大綱」という。）に以下のように盛り込まれた。

第四 検討事項

1 経済危機に対応する景気対策の目玉として、グリーン環境投資の拡大を通じて内需拡大に貢献し、経済社会、国民の生活行動の変化を招来するよう、環境先進国として、未来に向けて低炭素化を思い切って促進する観点から、税制のグリーン化を推し進める。

なお、環境税については、税制抜本改革に関する議論の中で、税制全体のグリーン化を図る観点から、様々な政策的手法全体の中での位置づけ、課税の効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、既存の税制との関係等に考慮を払いながら、納税者の理解と協力を得つつ、総合的に検討する。

○道路特定財源

大綱に以下のように盛り込まれた。

6 道路特定財源

平成21年度予算において道路特定財源制度を廃止し、地方税法などの所要の改正を行う。

道路特定財源の一般財源化に伴う関係税制のあり方、特に暫定税率分も含めた税率のあり方については、今後の税制抜本改革の際に検討することとし、それまでの間、地球温暖化問題への国際的な取組み、地方の道路整備の必要性、国・地方の厳しい財政状況等を踏まえて、現行の税率水準は原則維持する。

○税制抜本改革の全体像

大綱の「第二 税制抜本改革の全体像」に以下のように盛り込まれた。

〔税制抜本改革の道筋〕

8. 低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化を推進する。

(2) 自動車の低公害化、低燃費化の推進

①自動車関係諸税の見直しによる低炭素車の普及拡大 低公害車の取得に係る税率の軽減措置

○自動車重量税のグリーン化

低公害車・低炭素車のうち、平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 4 月 30 日までの間に新車に係る車検を受けるものについて、自動車重量税の減免措置を講ずる。

また、平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 4 月 30 日までの間に初回の継続検査等を受ける低公害車・低炭素車についても、自動車重量税の減免措置を講ずる。

○自動車取得税のグリーン化の拡充・延長

低公害車・低炭素車の取得について、平成 21 年度～23 年度の間、新車・中古車別に、それぞれ自動車取得税の軽減措置を拡充・延長する。

(具体的な対象車種・軽減の内容については次ページ参照)

(自動車重量税・取得税のグリーン化の内容)

現行措置	改正後の措置	
<p>【自動車取得税】</p>	<p>【自動車重量税】〔新車・一定の保有車〕 【自動車取得税】〔新車〕</p>	
<p>○電気自動車（燃料電池自動車を含む。） ○天然ガス自動車 ・車両総重量 3.5t 以下 ☆☆☆☆に限る。 ・車両総重量 3.5t 超 重量車☆（NOx）に限る。 ○ハイブリッド自動車（バス・トラック） ・車両総重量 3.5t 以下 ☆☆☆☆かつ燃費基準+20%達成車に限る。 ・車両総重量 3.5t 超 重量車☆かつ重量車燃費基準達成車に限る。</p>	<p>追加 〔3年間〕</p>	<p>○電気自動車 ○天然ガス自動車 ・車両総重量 3.5t 以下：☆☆☆☆に限る。 ・車両総重量 3.5t 超：重量車☆（NOx）に限る。 ○プラグインハイブリッド自動車 ○ハイブリッド自動車 ・乗用車 ☆☆☆☆かつ燃費基準+25%達成車に限る。 ・バス・トラック 重量車☆かつ重量車燃費基準達成車に限る。 ○平成 21 年排出ガス規制に適合したディーゼル乗用車 ○☆☆☆☆かつ燃費基準+25%達成車 ○平成 21 年排出ガス規制適合かつ重量車燃費基準達成車（車両総重量 3.5t 超のディーゼルバス・トラック等） ○☆☆☆☆かつ燃費基準+15%達成車 ○重量車☆かつ重量車燃費基準達成車（車両総重量 3.5t 超のディーゼルバス・トラック等）</p> <p style="text-align: right;">免除</p> <p style="text-align: right;">税率を 75% 軽減</p> <p style="text-align: right;">税率を 50% 軽減</p>
<p>○ハイブリッド自動車（乗用車） ☆☆☆☆かつ燃費基準+20%達成車に限る。</p>	<p>税率を 2.7 ポイント 軽減</p>	<p>【自動車取得税】〔新車以外〕</p> <p>○電気自動車（燃料電池自動車を含む。） ○天然ガス自動車 ・車両総重量 3.5t 以下 ☆☆☆☆に限る。 ・車両総重量 3.5t 超 重量車☆（NOx）に限る。 ○ハイブリッド自動車（バス・トラック） ・車両総重量 3.5t 以下 ☆☆☆☆かつ燃費基準+25%達成車に限る。 ・車両総重量 3.5t 超 重量車☆かつ重量車燃費基準達成車に限る。 ○プラグイン・ハイブリッド自動車 < 拡充 ></p> <p style="text-align: right;">税率を 2.7 ポイント 軽減</p> <p style="text-align: right;">税率を 2.4 ポイント 軽減</p> <p>○ハイブリッド自動車（乗用車） ☆☆☆☆かつ燃費基準+25%達成車に限る。</p> <p style="text-align: right;">税率を 1.6 ポイント 軽減</p>

- ・自動車取得税の基本税率は、取得価額の5%（自家用車）又は3%（営業用及び軽自動車）
※新車以外であれば、例えば3.0－2.7＝0.3%（営業用電気自動車等）、5.0－1.6＝3.4%（自家用ハイブリッド乗用車）等となる。
- ・一定の保有車：平成21年4月1日から平成24年4月30日までの間に初回の継続検査等を受けるもの
- ・☆☆☆☆：平成17年基準値よりも排出ガスを75%以上低減させた自動車
- ・重量車☆（NOx（又はPM））：平成17年基準値よりもNOx（又はPM）を10%以上低減させた自動車
- ・燃費基準+20（25）%達成車：省エネ法に基づく燃費基準よりも 20（25）%以上燃費性能を向上させた自動車
- ・重量車燃費基準達成車：省エネ法に基づくディーゼルバス・トラック等に係る燃費基準達成車

※また、大綱の「第二 税制抜本改革の全体像」〔税制抜本改革の道筋〕においては、自動車関係諸税の見直しに関し、以下のように記載されている。

「4 自動車関係諸税については、税制の簡素化を図るとともに、厳しい財政事情、環境に与える影響等を踏まえつつ、税制のあり方及び暫定税率を含む税率のあり方を総合的に見直し、負担の軽減を検討する。」

② 自動車 NO_x・PM 法に基づく排出基準適合車に係る税率の軽減措置〔自動車取得税〕

自動車 NO_x・PM 法に基づく排出基準適合車に係る税率の軽減措置については、延長が行われないこととなった。

③ 低公害車用燃料供給設備に係る課税標準の特例措置〔固定資産税〕

低公害車（電気自動車、天然ガス自動車及び燃料電池自動車）の燃料供給設備に係る固定資産税の課税標準を2/3とする措置を、その対象となる充電設備の取得価額要件を、300万円以上（現行2,000万円以上）に引き下げたうえ、2年延長。

(3) 省エネ住宅促進税制〔所得税〕

①住宅の省エネリフォームに係るローン減税

一定の省エネ改修工事（※1）を含む増改築工事費用に相当する住宅ローンの残高（1,000万円を限度）のうち、特定の省エネ改修工事（※2）分（200万円を限度）の2%（他の増改築工事分については1%）を5年間にわたり所得税額から控除する措置を5年延長。

- （※1）①居室の全ての窓の改修工事、又は①とあわせて行う②床の断熱工事、③天井の断熱工事、④壁の断熱工事、改修後の住宅全体の省エネ性能が改修前から一段階相当以上上がることとなると認められる工事内容であって、その工事費用が30万円を超えるもの。
- （※2）※1で定める工事のうち、改修後の住宅全体の省エネ性能が平成11年基準相当となると認められる工事内容のもの。

②住宅の省エネリフォームに係る投資型減税

一定の省エネ改修工事（※1）を行った場合に、その標準的な工事費用と実際の工事費用の額とのいずれか少ない金額（※2）の10%をその年分の所得税額から控除。（適用期限：平成22年12月31日）

- （※1）①居室の全ての窓の改修工事、又は①とあわせて行う②床の断熱工事、③天井の断熱工事、④壁の断熱工事、⑤太陽光発電装置設置工事（①～④については、改修部位の省エネ性能がいずれも平成11年基準以上となるもの、⑤については一定のものに限る。）
- （※2）工事費用は200万円を限度とする。ただし、太陽光発電装置を設置する場合には、300万円を限度とする。

③一定の省エネ性能を満たす新築住宅に係るローン減税

省エネ性能を要件に含む長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅に該当する家屋で一定のものについて、ローン減税の深掘り（※1）（適用期限：平成25年12月31日）又は標準的な性能強化費用相当額（※2）の10%をその年分（控除しきれない金額がある場合には翌年分）の所得税額から控除（適用期限：平成23年12月31日）するという形となった。

- （※1）平成21年～23年については年末ローン残高限度額5000万円、控除率1.2%。平成24年については4000万円、1.2%。平成25年は3000万円、1.0%。いずれも控除期間10年間。
- （※2）性能強化費用相当額は1000万円を限度

2 廃棄物・リサイクル対策の推進

(1) PFI 選定事業者が設置する一般廃棄物処理施設に係る課税標準の特例措置〔不動産取得税・固定資産税・都市計画税〕

PFI 選定事業者が設置する一般廃棄物処理施設に係る以下の特例措置を1年延長。

- ア 不動産取得税：課税標準 1/2
- イ 固定資産税：家屋・償却資産の課税標準 1/2
- ウ 都市計画税：課税標準 1/2

(2) PCB 廃棄物処理事業に係る税制上の特例措置〔不動産取得税〕

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、全国のポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物を平成28年7月を期限として処理するために設立された日本環境安全事業株式会社が、PCB廃棄物処理の用に供する不動産を取得した場合の不動産取得税の非課税措置を2年延長。

3 環境汚染の防止

(1) 公害防止用設備に係る税制優遇〔所得税・法人税〕

揮発性有機化合物（VOC）排出抑制設備に係る特別償却制度（初年度 14/100）について、適用期限を1年延長。

4 都市の緑の創出

(1) 都市の緑の創出に資する緑化施設に係る課税標準の特例措置〔固定資産税〕

以下の固定資産税に係る特例措置を2年延長。

- ア ・緑化重点地区内の認定緑化施設（建築物の敷地面積が 500 m²以上）
 - ・緑化地域等内の認定緑化施設（300 m²以上）<緑化義務のない建築物に設ける場合>課税標準 5年間 1/2
 - イ ・緑化地域等内の認定緑化施設（300 m²以上）<緑化義務のある建築物に設ける場合>
- 課税標準 5年間 1/3

5 森林関連税制

(1) 植林費の損金算入の特例措置〔法人税・法人住民税〕

森林施業計画に基づき造林するための植林費の35/100に相当する金額まで損金に算入できる特例措置について、資本金の額又は出資金の額が1億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超える法人が交付を受ける補助金等に係る植林費を除外した上、2年延長。

(2) 山林所得に係る森林計画特別控除措置〔所得税・個人住民税〕

森林施業計画に基づいて、山林の伐採又は譲渡をした場合にその20%相当額を所得から控除することができる特例措置を2年延長。

(3) 林業経営の継続を確保するための税制上の特例措置〔相続税〕

林業経営の改善に取り組む被相続人から、相続又は遺贈により、山林を取得した後継者が、林業経営を改善しこれを継続する場合、当該山林に係る相続税を軽減することについては、今後の検討事項とされた。

(4) 木材利用を推進するための税制上の特例措置〔所得税〕

住宅資材などについて、一定の要件を満たす木材利用をした場合に、所得税の税額を控除することについては、今回は見送られ、長期的検討とされた。

6 その他

(1) 環境教育・環境保全活動拠点に係る税制上の特例措置〔固定資産税、都市計画税〕

環境教育・環境保全活動の拠点として、一定規模以上の土地・建物について地方公共団体又は国から認定を受けた場合等について、当該土地・建物に係る固定資産税及び都市計画税を軽減する措置については、今回は見送られた。